



常総市社会体育施設及び 社会教育施設常設広告看板設置事業

公共施設広告、はじめませんか。

常総市に認知を広げたい企業・店舗・団体の皆様へ



常総市では、市民の皆様が日常的に利用する社会体育施設・社会教育施設の一部を広告媒体として開放し、広告掲出を推進しています。

本事業は公共施設という市の貴重な資産を有効活用して新たな財源を確保し、その収益を市政運営に還元することを目的としています。



広告を設置できる施設

- ・LIXIL石下総合体育館
- ・水海道総合体育館
- ・吉野サン・ビレッジ
- ・地域交流センター
- ・石下球場
- ・水海道球場
- ・きぬ温水プール
- ・生涯学習センター

年間掲出料金

- ・Sサイズ：500mm × 1820mm
30,000円/年
- ・Lサイズ：910mm × 3640mm
100,000円/年
- ・LLサイズ：1820mm × 3640mm
200,000円/年

※各球場及び吉野サン・ビレッジを除く。

ご質問やご相談等ございましたら、
お気軽にお問い合わせください。
ご連絡をお待ちしております。



募 集 区 画

LIXIL石下総合体育館

1階：Lサイズ 6区画・Sサイズ 16区画
2階：LLサイズ 2区画・Sサイズ 12区画



石下球場

ファウルゾーン 6区画 75,000円/年
外野フェンス 10区画 75,000円/年



吉野サン・ビレッジ

Sサイズ：縦850×横1900 25,000円/年
Lサイズ：縦850×横3900 50,000円/年



水海道総合体育館

1階：Sサイズ 14区画・Lサイズ 13区画
LLサイズ 2区画
2階：Lサイズ 6区画



水海道球場

ファウルゾーン 6区画 75,000円/年
外野フェンス 12区画 75,000円/年



きぬ温水プール

Lサイズ 4区画



地域交流センター

1階：Lサイズ 2区画・LLサイズ 2区画



生涯学習センター

Sサイズ 2区画



詳細情報はこちら



申し込みから掲出までの流れ

有料広告掲載申込書を
事務局に提出

※掲出予定の1か月以上前
に提出してください。

提出

審査委員会による
審議を実施

※否認になってしまった場合
については掲出を行うことが
できません。

承認

事務局が有料広告
掲載決定通知書を発行

設置

掲出料金を支払い
広告設置を実施

※掲出に係る費用や工事
については申込者の負担
となります。

掲 出 基 準

- ・常総市有料広告掲載要綱及び広告掲載基準を遵守
- ・反射で施設利用に支障の出る仕様は禁止です。
- ・公序良俗違反、政治、宗教、市の方針不一致は掲出不可です。
- ・広告審査で不適切なら修正を求める場合があります。
- ・設置は掲出決定の翌月1日から可能です。
- ・設置・維持管理・撤去・原状回復の費用は広告主負担となります。
- ・設置に伴う第三者トラブルの責任は市は負いません。
- ・納付された掲出料は原則として返還いたしません。

注 意 事 項